

広島県告示第四百五十六号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和八年四月二十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
カナデピア健康保険組合 因島総合病院	尾道市因島土生町二五六一	令和八年三月三二日